

宮崎県農林水産業における 環境負荷低減事業活動促進に関する 基本計画

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

令和5年3月24日作成

目次

1 基本計画について	1
(1) 基本計画策定の趣旨	
(2) 計画の期間	
2 関連する計画等	2
3 基本的な方針	2
4 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	3
(1) 環境負荷の低減に関する目標	
(2) 環境負荷低減事業活動の内容	
(3) 特定区域の設定	
(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等	
(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項	
(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項	

1 基本計画について

(1) 基本計画策定の趣旨

本県の農林水産業は、温暖多照な気候と豊かな自然環境に恵まれ、安全・安心で品質の確かな農林水産物の供給はもとより、水源かん養等の国土保全や野生動植物の生息・生育の場の創出など多面的機能を担い、県民の健全で豊かな暮らしを支えるかけがえない価値を有しています。

このような中、農林水産業を取り巻く環境は、地球温暖化の進行や大規模自然災害の発生、農林漁業者の減少・高齢化、生物多様性の低下など多くの課題に直面し、さらには持続可能な社会の実現に向けたSDGsの達成や、カーボンニュートラルの実現のための取組が求められています。

これら課題に対応し、農林水産業の持続的発展の確保と食料の安定供給の確保を図るため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。さらに令和4年7月には「みどりの食料システム戦略」の実現を目指し「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号）（以下、「みどりの食料システム法」という。）が施行されました。

この「みどりの食料システム法」では、農林漁業者が化学肥料・化学農薬の使用量の低減や温室効果ガスの排出量の削減など農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動（以下、「環境負荷低減事業活動」という。）を促進するため、農林漁業者が「みどりの食料システム法」に基づき作成する計画を都道府県が認定し、その活動を税制面や金融面で支援する認定制度が創設されたところです。

本基本計画は、農林漁業者の環境負荷低減事業活動などによる本県における環境と調和した農林水産業の実現をめざし、「みどりの食料システム法」第16条第1項に規定する基本計画として、県と市町村の共同により策定するものです。

(2) 計画の期間

この基本計画の期間は、令和7年度（2025年度）までとします。

ただし、農林水産業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

2 関連する計画等

- みやざき自然との共生プラン生物多様性みやざき戦略（平成27年3月）
- 第八次宮崎県農業・農村振興長期計画（令和3年3月）
- 第八次宮崎県森林・林業長期計画（令和3年3月）
- 宮崎県有機農業推進方針（令和3年3月）
- 第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画（令和3年6月）
- みやざき畜産共創プラン（令和3年9月）
- みやざき農水産業グリーン化推進プラン（令和4年3月）

3 基本的な方針

「みどりの食料システム戦略」のもと、環境負荷低減に向けた具体的な取組が加速する中、本県でも持続可能な農林水産業の実現に貢献する環境と調和した農林水産業を一層推進することが求められています。農林漁業者にとって環境負荷低減を図る取組は、従来の生産方式からの転換や新たな取組を行うものであり、推進にあたっては生産コストの低減や省力化、病害虫のまん延防止などに資する技術の導入により、農林漁業者の所得の向上を図るなど、持続的な取組となることが重要です。

このため、本県では、「第八次宮崎県農業・農村振興長期計画」、「第八次宮崎県森林・林業長期計画」、「第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画」などに基づき、各種施策を展開します。

本基本計画では、上記施策に加え、「みどりの食料システム法」に基づく農林漁業者の環境負荷低減事業活動等の内容を定め、化学肥料や化学農薬の低減、温室効果ガスの排出量の削減に資する活動を促進します。

4 環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

(1) 環境負荷の低減に関する目標

目標指標は、以下のとおり設定する。

目標指標	基準 (R元年度)	目標 (R7年度)
有機JAS認証面積（農業）※1	335ha	523ha
畜産バイオマス発電施設数（農業）※2	4施設	7施設
省エネ機器を導入する経営体（水産業）※3	36件	60件
有機JAS、GAP認証件数（林業）※4	4件	10件

※1：第八次宮崎県農業・農村振興長期計画より

※2：みやざき畜産共創プランより

※3：第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画より

※4：第八次宮崎県森林・林業長期計画より

(2) 環境負荷低減事業活動の内容

本県において、環境負荷低減事業活動として求められる事業活動は、「みやざき農水産業グリーン化推進プラン」の「IV具体的な技術と取組」に掲げる取組のうち、次のとおりとします。

- ① 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用量削減の取組を一体的に行う事業活動
 - ・ 土壌診断（簡易土壌診断含む）に基づく適正施肥
 - ・ 緑肥やリビングマルチ、たい肥、混合たい肥複合肥料、バイオ液肥、畜ふん燃焼灰、その他有機物資材の施用、局所施肥技術の導入
 - ・ たい肥の高品質化・ペレット化の促進、たい肥を用いた新たな肥料の生産、広域流通システムの構築
 - ・ 有機農業、特別栽培の実施
 - ・ 宮崎方式 I C M（土づくりや適正施肥等を基本に、生物農薬や防除資材等を活用して、適正かつ低コストな防除を行うことで、収量と品質の向上を図る総合的な作物管理）の実施

- ② 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動
 - ・ 省エネ型農林業機械の導入、省エネ漁船への転換
 - ・ 水稻における中干し延長と秋耕
 - ・ 施設園芸におけるヒートポンプや保温効果を高める資材の導入、環境制御技術を活用した適温管理、木質バイオマスの活用
 - ・ 園芸ハウス等耕種部門と連携した畜産バイオマスエネルギーの活用（電力、排熱等）
 - ・ 漁船漁業における海況・漁獲データを活用した操業の効率化
 - ・ 家畜排せつ物の管理方法の転換や温室効果ガスを削減するための飼料への切り替え等の推進

③ その他環境負荷低減に資する事業活動

- ・ 土壌を使用しない栽培方式における化学肥料・化学農薬の使用減少
- ・ 家畜のふん尿に含まれる窒素等の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・ 飼料の投与等により発生する窒素等の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・ バイオ炭など土壌炭素貯留に資する資材の農地、採草放牧地への施用
- ・ 生分解性プラスチック資材の使用など、プラスチックの排出もしくは流出の抑制、又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ・ 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全
- ・ その他、国が定める「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」第二の要件に適合し、知事が必要と認める活動

(3) 特定区域の設定

特定区域の区域及び特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容については、別紙とおりとする。

今後、市町村と協議し区域設定を検討

(4) 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用することが期待される基盤確立事業の内容等

本県では、次の取組について、国・県の試験場や民間企業などと連携し、技術の開発や普及を推進します。

- ① 混合たい肥複合肥料やバイオ液肥・粉炭の利用拡大、施設野菜におけるリアルタイム診断技術の開発など、化学肥料の使用量低減に向けた取組
- ② サツマイモ基腐病抵抗性品種の普及や、複数の土壌病害虫抵抗性を有するピーマン台木品種の開発など、化学農薬の使用量低減に向けた取組

- ③ 耐倒伏性、多収性等を持つ加工用米品種や、耐暑性や難落蓄性を有するスイートピー品種の開発など、気候変動の影響を抑え安定的な生産に向けた取組
- ④ 農林業機械・漁船の省エネルギー化、施設園芸におけるヒートポンプの導入促進など、温室効果ガス排出抑制に向けた取組
- ⑤ 藻場・干潟の保全、海藻養殖の推進などによるブルーカーボンの推進、養殖魚の人工種苗への転換、養殖餌のエクストルーダーペレットへの転換など水産資源の持続的利用に向けた取組

(5) 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項

① 販路の開拓・確保

県内の直売所や飲食店等における試験販売、学校給食への利用、PRイベント等を通じ、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する消費者の理解増進、販路拡大に取り組みます。また、県内の加工業者に対し、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の情報を提供し、その利用による付加価値の向上を図ります。

② 有機JAS、GAP認証の取得による有利販売の実現

農林業者や加工業者等に対し、有機JAS、GAP等認証制度の情報発信や研修会により取得を促進し、有利販売を目指します。

③ 消費者の理解や関心の醸成

消費者や実需者に対し、環境負荷低減事業活動による生物多様性保全の効果や国際的な目標であるSDGsに対する貢献など、社会的な・経済的効果の情報提供を図り、環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物に対する理解醸成を促進します。

(6) その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

本県の環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、農林水産業に関する課題や持続的発展の確保と食料の安定供給の意義、本県経済における農林水産業の重要性について、農林漁業者のみならず、消費者や関係団体・市町村、試験研究機関や民間事業者などが、それぞれの役割を認識しながら取り組む必要があります。

① 農林漁業者の役割

本県農林漁業が食料の安定供給や県土保全に重要な役割を果たしていることに誇りを持ちながら、一人ひとりの主体的な取組と創意工夫により環境負荷低減事業活動を実践します。

② 関係団体の役割

個々の農林漁業者の取組は、地域の力として結集することで大きな力を発揮します。地域における推進母体として自らの機能強化に加えて、県や市町村、他産業との連携を深めながら、持続可能な農林漁業の産地づくり、活性化に向けて主導的役割を果たします。

③ 関係業者の役割

加工・流通・卸売業等は、食料の安定供給に加え、生産された農林水産物に付加価値を生み消費者や実需者をつなぐ重要な役割を持っています。農林漁業者の環境負荷低減事業活動の取組を理解するとともに、相互の発展を目指すパートナーとなります。

④ 消費者の役割

本県農林水産業は、幅広い消費者の食料消費や農山漁村地域への居住・交流により支えられています。安全・安心な農林水産物の供給や農林漁業の持続的発展に向けた環境負荷低減事業活動への取組に対する理解を深めるとともに、本県農林水産業の最大の応援団となります。

⑤ 大学及び試験研究機関等の役割

本県農林水産業の持続的発展と食料の安定供給の確保を図るため、大学及び各種試験研究機関は、農林漁業者や関係団体、民間事業者、市町村、県と密接な連携のもと、技術開発に積極的に取り組み、環境負荷低減に向けたフロンティア集団としての役割を果たします。

⑥ 市町村の役割

地域の実情に精通し最も身近な行政機関として、農林漁業者、関係団体、民間事業者等と密接に連携し、県とともに基本計画を策定し、特定区域の設定を通じて地域の主体的な取組を支援し、環境と調和した農林水産業の地域の推進役を果たします。

⑦ 県の役割

県は、環境と調和した農林水産業の持続的発展を図るため、市町村や関係団体等との連携により、基本計画を策定し特定区域を設定し、環境負荷低減技術の普及指導による横展開を進め、環境と調和した農林水産業の総合プロデューサーとしての役割を果たします。